

令和6年4月9日判決言渡し 同日原本領收 裁判所書記官

令和3年(ワ)第123号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和6年3月12日

判 決

5

手

原 告 (匯名)
同訴訟代理人弁護士 上 原 康 夫
同補佐人社会保険労務士 西 山 佳 子

北九州市門司区港町6番7号

10

被 告 山 九 株 式 会 社
同代表者代表取締役 中 村 公 大
同訴訟代理人弁護士 白 石 浩 亮

兵庫県加古川市別府町新野辺2899番地

15

被 告 株 式 会 社 坂 本 鉄 工
同代表者代表取締役 安 東 龍 一
同訴訟代理人弁護士 花 房 裕 志
小 幡 久 樹

主 文

1 原告の請求をいずれも棄却する。

20

2 訴訟費用は原告の負担とする。

事実及び理由

第1 請求

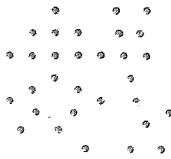
被告らは、原告に対し、連帶して1533万3508円及びこれに対する令和3年3月9日から支払済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え。

25

第2 事案の概要

1 事案の要旨





本件は、株式会社神戸製鋼所が、製鉄所における設備の整備業務を被告山九株
式会社に請け負わせ、さらに、同被告が、これを被告株式会社坂本鉄工に一次下
請として請け負わせたところ、その三次下請業者の従業員として従事していた原
告が、業務中に左肩を打ち付けて受傷したと主張して、被告らに対し、安全配慮
義務違反を理由とする債務不履行に基づき、連帶して同受傷に伴う損害 1533
5 万 3508 円及びこれに対する訴状送達の日の翌日である令和 3 年 3 月 9 日か
ら支払済みまで民法所定の年 3 パーセントの割合による遅延損害金の支払を求
める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いがないか、掲記の証拠（書証番号は特記しない限り
枝番を含む。以下同じ。）及び弁論の全趣旨により容易に認定できる事実）
10

(1) 当事者等

ア 被告山九株式会社（以下「被告山九」という。）は、港湾運送事業等のほか、作業及び工事の請負並びに鋼構造物及び工作機械・装置等の修理等を業とする株式会社である。

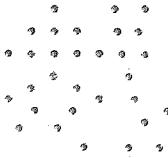
15 イ 被告株式会社坂本鉄工（以下「被告坂本鉄工」という。）は、機械装置その他各種プラントの施工、修理及び保全管理等を業とする株式会社である。

ウ 原告（昭和 42 年 7 月生まれの男性）は、ニシテックこと西田基輝（以下「ニシテック」という。）に雇用され、その従業員として、平成 29 年 3 月 9 日から、株式会社神戸製鋼所（以下「神戸製鋼」という。）加古川製鉄所（以下「本件製鉄所」という。）における製銑設備の整備業務に従事していくが、同年 7 月頃からは、圧延設備の整備業務に従事していた。
20

原告が従事していた整備業務は、被告山九が神戸製鋼から元請として請け負い、被告坂本鉄工がその一次下請、ユウプランテックこと西田優也がその二次下請、ニシテックがその三次下請として行っていたものである。

25 (2) 本件当時の本件製鉄所における整備業務体制の概要

被告山九は、神戸製鋼から本件製鉄所の構内保全（設備のメンテナンス）の



業務を請け負い、その業務を自社の従業員により行うほか、業務の一部を被告坂本鉄工らの「協力会社」と呼ばれる業者に請け負わせていた。

5

被告山九が請け負った設備の整備業務は班を単位として行われ、平日昼間ににおいては、被告山九の従業員のみで構成される班（以下「山九班」という。）と協力会社の従業員のみで構成される班（以下「協力会社班」という。）が整備業務を行い、平日夜間及び休日においては、協力会社班のうち「3交代班」と呼ばれる班が整備業務を行っていた。

10

原告は、本件当時、3交代班であるA～Dの班のうち、C班の作業員であった。C班においては、被告坂本鉄工の従業員である河口正和（以下「河口」という。）が責任者とされ、その他の作業員は、原告のほか、林工業の従業員である小紫国彦（以下「小紫」という。）であった。

被告山九の従業員である大久保剛司（以下「大久保」という。）は、夜間におけるC班の監督であった。

（以上につき、甲3、10、25、乙58、71、丙4、弁論の全趣旨）

15

（3）本件当日の整備作業及び現場の概要等

ア 原告を含むC班の作業員は、平成30年3月23日午後11時頃、本件製鉄所において駆動Vベルト（モーターの回転力を伝えるベルト）の交換作業に従事していた。

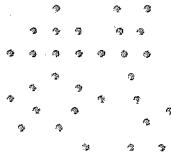
20

イ 上記作業の現場（以下「本件現場」という。）には、金属板で構成された函状の設備（以下「本件函」という。）が設置されていた。本件函の概ねの形状、寸法は別紙1の1のとおりである。

25

本件函の上部には、蓋が2つ設置されているところ、同別紙の【正面】から見て奥側にある蓋（同別紙の【上部】図の上側の蓋。以下「上蓋」という。）は、奥方向に開く構造であり、手前側にある蓋（同図の下側の蓋。以下「横蓋」という。）は、横（左）方向に開く構造である。

本件函の内部には、別紙1の2のとおりの設備が設置されているところ、



同別紙の【正面から見た図】及び【上から見た図】のフランジ(④)の左側には2本のシャフトが設置されている。

別紙1の1の【正面】から見て、奥側及び手前側には、それぞれ1つずつモーターが設置されているところ、原告は、奥側(【右側】図の右側)のモーター(以下「本件モーター」という。)を床に固定するためのボルト(別紙2の2枚目の<モーター拡大図>参照。以下「固定ボルト」という。)のうち、手前側(本件函内側)にある2箇所の固定ボルトを着脱する作業を行っていた(ただし、緩めていたか、締めていたかについては後記のとおり争いがある。)。

10 ウ 原告は、上記作業後、肩の痛みを訴えて早退した。

(以上につき、甲25、乙79、88、丙4)

(4) 本件後の診療経過等

ア 原告は、早退直後である平成30年3月24日午前1時35分頃、順心病院を受診した。(乙2)

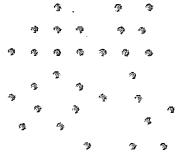
15 イ 原告は、同日から休職し、同日から同年5月24日までの約2か月間、はりま病院に通院し(実日数9日)、同院において左肩鎖関節亜脱臼、左肩鎖関節韌帯損傷の診断を受けた。(甲1、7の1~7の3)

ウ 原告は、同日、大久保病院に転院し、同日から令和元年11月19日までの約1年5か月間通院するとともに(実日数94日)、その間の平成30年11月6日から同年12月6日まで入院して関節鏡下関節授動術(肩)、鎖骨遠位端切除術を受け、また、令和元年6月4日から同月30日まで再度入院して関節鏡下関節授動術(肩)を受けた。(甲6、7の4~7の17)

エ 原告は、加古川労働基準監督署長から労働者災害補償保険法施行規則別表第1に定める障害等級第12級6号の後遺障害が残存する旨認定された。

25 (甲2)

3 爭点及びこれに対する当事者の主張



(1) 原告と被告ら各自との間において安全配慮義務の根拠となる特別な社会的接觸関係に入ったといえるか

(原告の主張)

ア 被告坂本鉄工について

5 原告は、C班の責任者（リーダー）である被告坂本鉄工の河口と一緒に働きながら、同人の指揮命令に従い、労務を提供していたことから、被告坂本鉄工と原告との間には、労働契約は存在しないが、労働契約関係に類似した特別な社会的接觸関係がある。

イ 被告山九について

10 大久保は、C班の監督であるところ、仕上げ等の精度の高い仕事は自ら行うなど、協力会社の従業員であるC班の作業員と一緒に働き、かつ、原告に
15 対して直接指示をする作業指揮者としての立場にあった。本件当日も、作業員に対し、駆動Vベルトの交換作業をすることを指示し、本件現場に持参する道工具を指示し、原告に対し、本件函の中に潜って固定ボルトを外すよう指示をするなどしたものである。また、大久保は、作業の安全確認を行う立場にもあり、安全帯の装着の有無を確認するなどし、本件当日においても投光器を設置するなど作業の安全を確保する措置をとっていることからすると、労働安全衛生に関して原告に対する指揮監督権が及んでいた。

20 そして、本件現場は被告山九が指示した場所で、作業員の使う道工具は被告山九の所有物であり、本件現場にも被告山九の社用車で移動したほか、C班の作業員は、被告山九の名が書かれたヘルメット及び作業服を着用しており、注文者との関係で、被告山九の従業員とみなされる状態であった。

以上によれば、被告山九と原告との間には、労働契約は存在しないが、労働契約関係に類似した社会的接觸関係がある。

25 (被告坂本鉄工の主張)

被告坂本鉄工の従業員と原告は、各自の作業の進捗に応じて、お互いに作業

の一部を手伝うことはあったが、被告坂本鉄工の従業員が具体的な指揮命令を行うことはなかった。したがって、被告坂本鉄工と原告との間には、特別な社会的接触の関係はなく、被告坂本鉄工は原告に対して安全配慮義務を負わない。

(被告山九の主張)

被告山九は、あくまでも被告坂本鉄工に対して作業依頼をしていたのであって、同被告の従業員である河口に対しても指揮命令をしていない。被告山九は、原告ら協力会社（その下請を含む。）の従業員に対し、従事すべき業務の全般につき、作業日時、作業時間、作業場所、作業内容等の詳細な内容について決定も指示も行っていない。また、平日昼間の作業において、協力会社班と山九班とは、担当する作業内容自体が異なるので、一緒に作業することではなく、大久保が原告ら作業員と一緒に作業をすることもない。平日夜間及び休日の作業については、大久保が監督であるが、大久保は、原告に対し、具体的な作業指揮をすることはないし、作業もしない。突発的な作業の依頼についても、大久保は、作業の名称の説明、予想される危険及びこれに対する安全上の措置について概括的に説明するにとどまり、作業内容や手順の具体的な説明、指示等は行わない。これらの具体的な指示は河口が行っていた。さらに、原告の作業の進行について、作業時間帯の変更、作業時間の延長、休憩等の点についても、河口が決定しており、被告山九の指揮監督下に置かれていたという事実はない。

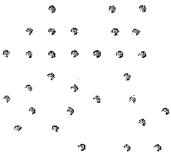
以上のとおり、被告山九と原告との間には、特別な社会的接触の関係はなく、被告山九は原告に対して安全配慮義務を負う関係はない。

(2) 被告らの安全配慮義務違反の有無

(原告の主張)

ア 事故の具体的態様について

原告は、大久保から、本件函の中に潜って、本件モーターの本件函内側にある固定ボルトを緩めるように指示された。その際、上蓋が開いていた状態であり、横蓋は開いていなかった。そこで、原告は、上蓋の開口部から後ろ



向きに足から本件函の中に入った。本件函の中にはシャフトが2本あり、右足は手前(原告から見て右)側シャフトに乗せ、左足は奥(原告から見て左)側シャフトの左から網状の床面に下ろした状態で、胴体部分をシャフト根元付近から本件モーター部分に預けて、左手にスパナ、右手にハンマーを持ち、手を伸ばして固定ボルトを緩める作業をした(別紙3は、その状況を図示したものである。)。

5

上記作業が一旦終わり、原告は、左に傾けた体勢を水平に戻して、かがめた体を起こし外に出ようとして、手前側シャフトに乗せていた右足を、手前側シャフトと奥側シャフトとの間の床面に下ろして(つまり奥側シャフト1本に跨がった状態)、踏み込んだところ、右足がめり込んで沈んだ感覚に襲われた。予期せぬ足の沈み込みに驚いた原告は、とっさに左手のスパナ、右手のハンマーを握ったまま両手でシャフトに手を付いて上蓋開口部に向けて身体を起こしたところ、上蓋の枠(幅5cm)で左肩の先端部分付近を強打した。

10

15

イ 安全配慮義務の具体的な内容について

本件函の中に全身を入れずに固定ボルトを着脱する作業をすることは不可能であり、事故の具体的な態様は上記のとおりである。このような事故に遭わないようするためには、被告らにおいて、①開口部の枠に身体をぶつけてもけがをしないように柔らかい布等を当てて養生すること、②床は、グリスが付着した網状のもので、へこみがあったのであるから、厚みのあるシートかコンパネで床の養生をすること、③本件函に入る前に床全体を見渡せるような照明を用意すること、④狭い本件函の中での作業であるので、安全に作業ができる体勢につき原告に指導することという各措置をとる義務があるので、これららの措置はとられていなかった。したがって、被告らが安全配慮義務に違反することは明らかである。

20

25

(被告山九の主張)



ア 事故の具体的態様について

固定ボルトを緩めたのは原告ではなく河口であり、原告は、駆動Vベルト取付後の固定ボルトの本締め作業中の河口と交代して、締め作業の途中から従事することになったものである。本件における駆動Vベルトの交換作業の具体的な内容は、別紙2のとおりである。

5

10

15

20

25

本件函内側の固定ボルトの位置からして、その着脱のためにわざわざ体ごと本件函内部に入る必要は全くないし、本件函内部に入るには、本件函天井部からフランジ等の設備までの隙間を本件函内部まで進入する必要があるところ、本件函天井部からフランジまでは405mmしかなく（別紙1の2の【右側面から見た図】記載の寸法参照）、このような隙間を通って進入できたのか不明である。また、原告主張の体勢（別紙3）を前提とした場合、フランジ辺りに原告の臍があると思われるところ、フランジから奥方向（別紙1の2の【上から見た図】の右方向）の固定ボルトまでの距離は650mm（280mm+400mm（同図記載の寸法参照）-30mm（本件函奥の端から奥の固定ボルトまでの距離。乙84））あり、さらに、固定ボルトは、プランマブロック（同別紙②）の上面から510mm（635mm-125mm（同別紙の【右側面から見た図】記載の寸法参照））下方に位置するのであって、実際に手が届いたのか疑問が残る。さらに、床面からシャフトまでの高さが800mm（同別紙の【正面から見た図】記載の寸法参照）であるところ、シャフトは直径約7cmの円筒であり、原告の股下80cmに靴底3cmを加えたとしても、しっかりと床面を踏ん張れるほど両足裏が床面に付いていたとは考え難く、せいぜいつま先立ちの状態であったと推察される。そうすると、このようなつま先立ちの状態で、足が沈み込むように感じたとは考え難い。仮に何らかの理由で身を起こしたのだとしても、つま先立ち状態では、下半身の力はほぼ使えず、腕の力で起き上がることになる上、狭い空間であるから勢い付いて肩を打ち付けること自体が考え難く、原告主張の

負傷が生じるほどの威力で当たったとも考え難い。

したがって、原告が主張する事故態様は不自然、不合理である。その他、原告は事故態様や事故前後の状況についての主張等を変遷させている。

イ 安全配慮義務の具体的な内容について

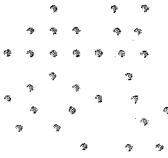
原告は、作業に必要でなく、また、合理性もないにもかかわらず、わざわざ本件函の内部に入るという変則的な行動をとったのであり、大久保は、そのような体勢での作業の指示もしていないから、このような行動の結果、原告が負傷したのだとしても、被告山丸に安全配慮義務はない。

したがって、開口部の枠に養生すべき義務はないし、本件函内部床の養生までする必要もない。また、原告は、一般的な光量のヘッドライトをしていましたし、建屋の照明に加え、本件現場は投光器で照らされていた。しかも、本件函の正面から内部をのぞくことができ、内部を容易に確認できる環境であった。さらに、被告山丸は、原告に対し、作業方法等の具体的な指示をする関係ではなく、仮に原告が主張するような体勢で作業をしたのだとしても、必要性も合理性もないおよそ想定外の作業について注意喚起すべき義務もない。

(被告坂本鉄工の主張)

ア 事故の具体的な態様について

固定ボルトを締める作業は、本件函の開口部から固定ボルトの方向に身体の正面を向け、フランジの間に左足を付き、右足をプランマブロックの間に置くか、膝を付くかして、上から手を伸ばせば可能であったから、原告があえて開口部から狭い本件函内部へ身体全体を入れる必要性はなかった。原告の主張によれば、原告は、作業時間中、1度も右足を床面に付けず、手前側のシャフトに乗せていましたことになると考えられるが、左足に重心を掛けたまま、両手にスパナとボルトを持って、手で体をほぼ支えないで作業するのは、相當に無理のある体勢であり、原告の主張する20分間も継続できるもので



5 はない。また、被告山九の主張のとおり、原告の両足がシャフトを跨いで同時に床面に届くことはないと考えられる。さらに、2本のシャフトは、原告が足を架けていたという辺りの位置で40cm程度離れており、原告が左足を床面に付けて重心を掛けたまま、その反対側にあるシャフトに右足を架けるには遠く、体勢としても不自然である。

したがって、原告の主張する事故の具体的な態様は不自然である。その他、事故の具体的な態様に関する原告の主張は変遷しており、裏付けを欠くものであることが明らかである。

イ 安全配慮義務の具体的内容について

10 原告が主張する事故の態様を前提としても、事故は原告が特異な体勢で作業を行ったことにより発生したものであり、被告坂本鉄工に安全配慮義務違反はない。

15

加えて、建屋の天井には照明があった上、被告らは本件函の周囲に投光器を設置しており、原告は通常の光量を有するヘッドライトを付けており、本件函の中の明るさは十分に確保されていた。また、必要性も合理性もない作業方法を想定し、そのような作業方法をとらないよう指示する義務はなかった。

(3) 原告の損害額

(原告の主張)

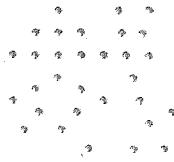
20

ア 原告は、本件事故により、左肩鎖関節亜脱臼、左肩鎖関節靭帯損傷の傷害を負った。原告は、大久保病院の肩関節専門医の判断で、令和元年11月19日まで治療を受け、同日に治癒するに至ったが、症状固定に際し、左肩関節痛、可動域制限の後遺症が残り、労働基準監督署長から第12級6号の後遺症が残ると認定された。

25

イ 原告の損害額は次のとおりである。

(ア) 通院交通費 8万9920円



① はりま病院 7200円 (往復800円×9日)

② 大久保病院 8万2720円 (往復880円×94日)

(イ) 入通院慰謝料 218万2667円

(ウ) 休業損害 351万0004円

5

受傷前の収入 労災基礎日額1万4348円

休業日数 607日

休業損害 870万9236円 (1万4348円×607日)

労災休業補償給付 △519万9232円

(エ) 後遺障害慰謝料 280万円 (第12級6号)

10

(オ) 後遺障害逸失利益 536万0917円

受傷前の収入 523万7020円 (日額1万4348円×365日)

労働能力喪失率 14／100

症状固定時の年齢 52歳

就労可能年数 15年 (ライプニッツ係数10.380)

15

523万7020円×0.14×10.380=761万0437円

労災障害補償一時金給付 △224万9520円

(カ) 損害額合計 1394万3508円

(キ) 弁護士費用 139万円

(被告山九の主張)

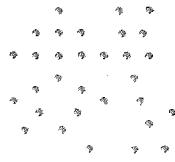
20

原告は順心病院で診療を受けているが、検査結果は「明らかな骨折無し」というものであり、その他客観的な根拠に基づく症状はなかった。また、原告が何らかの負傷をしていたとしても、2度の手術や約2か月の入院、1年以上の通院は明らかに過大なものである。

(被告坂本鉄工の主張)

25

原告の主張どおりの事故態様であったとしても、2度の手術を要するような傷害結果を生じさせるとは考えられない。また、平成30年5月24日の大久



保病院転院前後における治療経過が極めて不自然であることからしても、同転院後の訴えは、原告が治療期間を延長して、本来不必要的労災保険給付を得るために行ったものと考えざるを得ず、信用性がない。したがって、同転院後の治療に係る損害は相当因果関係がなく、また、後遺障害に伴う損害は到底認められない。

5

万一、同転院後の治療について相当因果関係が認められるとしても、原告は、平成30年10月18日から約2週間にわたり旅行に出掛けていたのであるから、遅くとも同日の時点では、原告にそれ以上の治療継続の必要性は認め難い。さらに、原告は、同年11月7日に1度目の手術を受けたが、同手術後、明らかに症状が悪化しており、2度の手術は不必要であるどころか、有害なものであったことが明らかである。その結果、後遺傷害が生じたものと考えられるから、後遺障害に伴う損害は本件と相当因果関係がない。

10

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

15

前提事実に加え、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、次の事実が認められる。

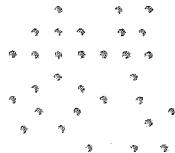
20

(1) 本件当時の本件製鉄所における整備業務の体制及び一般的な作業の流れ
ア 平日昼間について

平日昼間の業務においては、協力会社班と山九班による複数の班が編成され、各現場に1監督当たり1～5班の編成で整備業務が行われていた。1監督当たりの編成内には、協力会社班と山九班が含まれることがあるが、同じ工場で作業することははあるものの、担当する作業が異なるため、混在して作業を行うことはなかった。なお、大久保は、平日昼間においては、監督の補助か、山九班の作業指揮者を担当していた。

25

被告山九の監督は、山九班に対しては、「作業（指示・依頼）書」の標題部分の「指示」の文字を丸で囲んだものを交付し、協力会社班に対しては、標



題部分の「依頼」の文字を丸で囲んだものを交付していた。

なお、山九班の担当する作業は、整備作業の工程のうち、協力会社班が担当する作業と比較して精度が要求される仕上げ作業であった。

イ 平日夜間及び休日について

5

平日夜間及び休日の業務は、本件製鉄所の設備の整備に加え、突発的な故障への対応（以下「突発作業」という。）があった。突発作業については、まず、神戸製鋼から被告山九に対して連絡があり、この連絡を受けて、被告山九の監督が神戸製鋼の担当者と共に現場の下見をし、必要な作業を確認していた。この際、監督と共に3交代班の作業員が作業現場まで行くこともあつた。

10

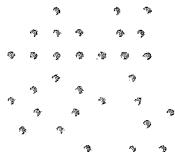
被告山九が3交代班に突発作業を依頼する際は、監督が「作業（指示・依頼）書」の標題部分の「依頼」の文字を丸で囲むとともに、「突発作業時の記入欄」に依頼する作業の内容を記入して依頼するか、あるいは、監督が口頭で作業の内容を伝え、3交代班の作業員が同欄にその内容を記載するなどしていた。このときの依頼の内容について、被告山九の監督は、作業の名称、作業において予想される危険及びこれに対する安全上の措置についての概括的な説明をするにとどまり、誰がどの作業を行うかの割り振りや具体的な作業の手順、段取りは3交代班の責任者に任せていた。もっとも、大久保は、3交代班が初めて担当するような作業の場合には、見本を示すことがあり、作業工程の一部である仕上げの作業については、自身が確認の上、問題があれば修正を求め、また、ときには直接手直しの作業をすることもあった。また、作業中、その前後を問わず、作業員から求められれば業務に関してアドバイスをすることもあった。このほか、大久保は、安全上の確認、指導として、例えば、現場に開口部がある場合には、塞いだり養生したりして作業をするよう指導することもあった。

15

20

25

依頼を受けたC班の責任者である河口は、受領した上記「作業（指示・依



5

頼) 書」の標題部分の丸で囲まれた「依頼」の文字に×印を付け、「指示」の文字を丸で囲み、これにより各作業員に指示をしていた。C班内における役割分担としては、主に河口が直接の整備作業を行い、河口は、小紫や原告に対して作業に当たっての支えや道具出し、火気の見張り等を指示していた。ただし、大きな物や重量のある物については、河口が作業員2名に作業を手伝うよう指示して3名で作業をすることもあった。

(以上につき、甲3、4、10、乙71、77、78、証人大久保、証人小紫)

10

(2) 本件当日の事実経過

ア 作業開始前

本件当日は、平日夜間の業務であったため、C班の作業員は、被告山九の事業所内の休憩室で待機していた。なお、休憩室においては、被告山九の従業員の机と協力会社の従業員の机とは、間にロッカーが置かれ区切られていた。また、大久保の休憩場所は別の部屋にあった。

15

20

被告山九は、神戸製鋼から突発作業の依頼を受けた。大久保は、作業内容が駆動Vベルトの交換と判断し、河口に対して、同交換作業を依頼した。大久保及びC班の作業員は、共に被告山九の車両で本件現場のある建屋まで向かった。まず、大久保が本件現場を下見し、その後、同車両付近でミーティングをし、大久保が被告山九の所有する道工具のうち必要と思われるものを河口に伝え、河口は、C班の作業員に道工具を準備するよう指示をし、車両に積まれていた道工具が本件現場に持ち込まれた。大久保は、河口に対し、「作業(指示・依頼)書」の標題部分の「依頼」の文字を丸で囲んだもの(乙63)を交付した。同書面には、「突発作業時の記入欄」に、「Vベルト取替」との記載がある。

25

その後、C班の作業員は、RKY(「R」はリスクアセスメント(危険性評価)、「KY」は危険予知の意味である。)ミーティングを実施したが、同ミー

ティングに大久保は参加しなかった。そして、原告が「作業RKYシート」を作成した。

なお、C班の作業員が着用していた作業着、ヘルメット、安全靴は、協力会社が被告山九から購入して作業員に配布したものであり、原告が着用していたヘルメット及び作業着には被告山九のロゴマークが入っていた。
5

作業時間は深夜であったが、本件現場には、上方の壁面に複数の照明が備え付けられていたほか、原告は、ヘッドライトを装着していた。

(以上につき、甲25、26、乙63、79、88、丙4、証人大久保、
証人小紫、原告本人)

10 イ 駆動部カバーの取り外し

駆動Vベルトが駆動部カバーで覆われているので、河口及び小紫が同カバーを外したところ、本件モーター側の同ベルトが破断してなくなっていた。

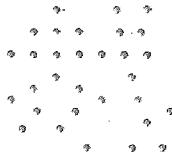
この状況を確認した神戸製鋼の担当者は、大久保に対し、本件モーター側の駆動Vベルトの取付け作業のみを行うよう依頼し、大久保は、河口に対し、
15 その旨を依頼した。なお、原告は、本件函の外側で上記の作業を見ていた。
その後、大久保は、建屋の外の車両にある直尺を取りに行った。

(甲26、乙63、88、丙4、証人大久保、証人小紫)

ウ 本件モーターの縁切り、駆動Vベルトの取付け

駆動Vベルトを巻ける状態にするために、本件モーターを床に固定している固定ボルトを外し、本件モーターの位置を変更する必要があるところ、本件モーターの固定ボルトのうち本件函の外側の固定ボルトを小紫が外し、本件函の内側の固定ボルトを河口が外した。さらに、河口は、本件函の内側の押しボルト（モーターの位置を微調整するためのボルト。別紙2の2枚目＜モーター拡大図＞参照）を緩めた。
20

大久保は、直尺を取って本件現場に戻り、直尺を道具置場に置いた。その際、河口は別紙2の2枚目の＜上から見た図＞の「河口」と記載された位置



にいた。なお、原告は、本件函付近の通路にいた。さらに、大久保は、もう少し明るい方がよいと考え、投光器を本件現場を持って来て設置した。その後、大久保は、本件現場を離れて建屋の外で待機していた。

5

河口及び小紫は、固定ボルトを外した後、駆動Vベルトを取り付ける作業を行った。

(以上につき、乙88、丙4、証人大久保、証人小紫)

エ 本件モーターの復旧

10

駆動Vベルトの取付後、河口と小紫は、本件モーターを外側に移動させ、本件モーターの位置調整を行い、固定ボルトの仮締めをし、その後、本締めをした。小紫は本件函外側の固定ボルトを担当し、河口は内側の固定ボルトを担当した。河口は、同作業中に直尺を階下に落としたので、原告に対し、本件函内側の固定ボルトの本締め作業の残りをするよう指示し、自身は直尺を取りに行った。河口は、大久保と二人で階下を探し、直尺を見付けて作業場所に戻った。

15

原告は、上記の作業後、小紫に対し、肩を打った旨伝えた。しかし、原告が肩を打つ場面を目撃した者はいない。

20

大久保は、建屋の外にいたところ、河口から電話で作業完了の報告を受け、本件現場に戻って、本件モーターや軸の位置、駆動Vベルトの張り具合を確認し、神戸製鋼の担当者を呼んで、動作確認を行った。動作確認後、河口、小紫及び原告は、道工具を片付け、休憩室に戻った。

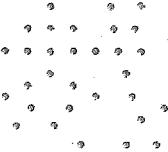
休憩室に戻った後、原告は、河口に肩を打って腕が上がらない旨訴え、さらに、河口が大久保にその旨伝え、原告は河口の許可を得て早退した。

(以上につき、甲10、乙78、88、丙4、証人大久保、証人小紫、原告本人（ただし、上記認定に反する部分を除く。）)

25

(3) 本件直後の診療経過

ア 原告は、早退直後である平成30年3月24日午前1時35分頃、順心病



院を受診し、前日の午後 11 時頃にしゃがんで仕事中、立ち上がった際に左肩を鉄で打撲した、痛みがあり、左肩が上がらない旨訴えた。(乙 2)

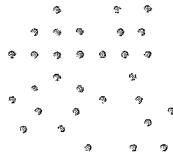
イ 原告は、同日以後、はりま病院に通院し、MR I撮影を受けたところ、左肩鎖関節に出血像が見られ、左肩鎖関節亜脱臼、左肩鎖関節韌帯損傷の診断を受けた。(甲 1、丙 2 の 1 の 13 頁、14 頁)

5 (4) 不当労働行為救済の申立て

原告が加入するアルバイト・派遣・パート非正規等労働組合は、被告山九に對し、原告の労働災害の被災等について団体交渉を申し入れたところ、被告山九がこれに応じなかつたことが、労働組合法 7 条 2 号の不当労働行為に当たるとして、平成 30 年 12 月 27 日付けて、兵庫県労働委員会に対し、救済の申立てをした(以下「本件救済申立事件」という。)。同労働委員会は、審問を経た上、令和 2 年 2 月 13 日、上記申立てを棄却する旨の命令を発した。(乙 1、4)

10 (5) 事実認定の補足説明

15 本件当日の経過に関し、原告は、自身が行ったのは固定ボルトを緩める作業であったなど上記認定と異なる作業経過を主張し、本人尋問においてこれに沿う供述をする。しかし、上記認定に供した主な各証拠は、河口の本件救済申立事件における陳述書(甲 10)及び証言記録(乙 78)並びに大久保及び小紫の本件訴訟における各陳述書(乙 88、丙 4)及び証言であるところ、これら 20 の証拠は、作業の流れ、各作業の必要性、原告に作業を指示するに至った理由等について具体的かつ詳細であり、その内容に格別不自然な点はうかがわれないほか、各人の証言等が相互に符合して信用性を補強し合い、特段の変遷もみられない。したがって、上記各証拠は十分に信用することができる。他方で、原告の作業経過に関する供述は、原告が固定ボルトを緩める作業を指示されるに至った理由、原告が同作業をしている間、河口らは何をしていたのかなどについて曖昧不明確であり、また、本件訴訟においては、同作業の終了後に肩を



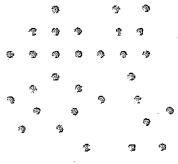
受傷した旨供述するが、本件救済申立事件における陳述書（乙51）では、同作業の途中に受傷した旨陳述しており、その他、受傷後にどこで誰にそのことを報告したかについて、上記申立事件の審問における主尋問（乙76の8頁）、反対尋問（同22頁）と本件訴訟における供述とにそれぞれ食い違いがあるなど、少なからぬ変遷も見受けられる。これらに照らすと、原告の作業経過に関する供述を直ちに採用することはできない。

2 争点(1)（原告と被告ら各自との間において安全配慮義務の根拠となる特別な社会的接觸関係に入ったといえるか）について

(1) 労働契約においては、通常の場合、労働者は、使用者の指定した場所に配置され、使用者の供給する設備、器具等を用いて労務の提供を行うものであるから、使用者は、労働者が労務提供のため設置する場所、設備若しくは器具等を使用し又は使用者の指示のもとに労務を提供する過程において、労働者の生命及び身体等を危険から保護するよう配慮すべき義務を負っているものと解するのが相当である（最高裁昭和58年（オ）第152号同59年4月10日第三小法廷判決・民集38巻6号557頁参照）。そして、元請企業と下請企業の労働者との間には、直接の労働契約はないものの、下請企業の労働者が労務の提供をするに当たり、元請企業の管理する設備、工具等を用い、事実上元請企業の指揮、監督を受けて稼働し、その作業内容も元請企業の従業員とほとんど同じであるなど、元請企業が下請企業の労働者との間に特別な社会的接觸の関係に入ったものと認められる場合には、信義則上、元請企業は、下請企業の労働者に対して安全配慮義務を負うものというべきである（最高裁平成元年（オ）第516号同3年4月11日第一小法廷判決・裁判集民事162号・295頁参照）。

(2) 被告坂本鉄工について

被告坂本鉄工と原告との間に直接の労働契約はないものの、前記認定事実によれば、原告は、本件製鉄所における整備作業に従事するに当たり、C班の作



業員として、その責任者であった被告坂本鉄工の従業員である河口から直接具体的な指示を受けて、河口と共に作業に当たっていたというのであり、河口と原告の作業内容は、直接の整備作業か、その支えや道具出し等の補助作業かの違いにとどまるものであって、上記両名の作業内容はほとんど同じであるというべきである。加えて、本件製鉄所における整備業務に関して、原告を直接雇用していたニシテックが自己の業務として元請業者から独立して業務を処理していたような事情は全くうかがわれない。以上の事実関係に照らすと、原告と被告坂本鉄工との間には、特別な社会的接触の関係があったと認めるのが相当である。

5

10

(3) 被告山九について

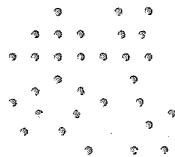
ア 本件製鉄所における整備業務について、被告山九の従業員である大久保がC班の作業員に対して具体的な作業方法について逐一詳細な指示をしていたとまでは認めるに足りない。

15

20

25

イ しかしながら、前記前提事実及び認定事実によれば、本件製鉄所における整備業務は、形式上は被告山九が協力会社に対して作業を依頼するという体裁をとり、被告坂本鉄工ら協力会社の従業員が被告山九の従業員の監督下で実際の業務に当たっていたのであるが、監督である大久保は、作業現場に立ち会うことがあったほか、立ち会っていない時間帯においても少なくとも作業現場付近には常駐しており、C班の責任者である河口に対し、神戸製鋼から依頼を受けた作業の名称、作業において予想される危険及びこれに対する安全上の措置についての概括的な説明をするだけでなく、初めての作業の場合は見本を示すことがあったり、仕上げの作業については自ら確認の上、問題があれば修正を求め、自ら直接手直しの作業をすることもあったもので、さらに、作業中、その前後を問わず、作業員から求められれば業務に関してアドバイスをすることもあったというのである。これらに照らすと、大久保は、必要があれば、C班の作業員に対し、直接又はその責任者を通じて、概



5

10

15

20

25

括的な作業依頼にとどまらず具体的な指示もすることが可能な状況であったと認められる。そして、C班の作業員は整備作業に当たって被告山九の所有する道工具を使用し、また、大久保は投光器を本件現場に設置することもしているなど、被告山九は、C班の作業員が労務を提供するに際して物的環境を整備する立場にあったということができる。加えて、原告が着用していたヘルメット及び作業着には被告山九のロゴマークが入っていたほか、被告山九の従業員の作業は、協力会社の従業員が担当する作業と比較して精度が要求される仕上げ作業というのであるが、いずれにしても整備作業の工程の一部であることには変わりなく、両者の作業内容の類似性は否定できない。

以上の事実関係を総合すると、被告山九は、本件製鉄所における整備業務につき単なる元請業者（発注者）の立場にとどまるものではなく、その従業員である大久保を通じて直接又は間接にC班の作業員を指揮監督していたものというべきであり、原告と被告山九との間には、特別な社会的接触の関係があったと認めるのが相当である。

ウ これに対し、被告山九は、原告に対し、作業内容のみならず、作業日時、作業時間、作業場所等の詳細な内容について決定も指示も行っておらず、原告の作業の進行について、作業時間帯の変更、作業時間の延長、休憩等の点についても決定していないと主張する。

しかし、作業場所の点については、製鉄所における構内作業の請負という事業形態に伴う特性であるとはいえ、とりわけ、突発作業については作業の必要が生じた都度、被告山九がその場所を指示しているという側面は否定できず、協力会社において、被告山九から独立した請負人として、その指示に対して諾否の自由があったとも認め難い。また、作業日時、作業時間及びその変更等の点については、確かに、これらの点を被告山九が決定していた事実を認めることはできないけれども、本件においては、事故に伴う物的環境の整備等に関する安全配慮義務の有無が問題となっているのであり、作業日

時等の点を決定していなかったことをもって、およそ上記の安全配慮義務を負わないということにはならない。したがって、被告山九の上記主張は上記イの認定説示を覆すものではない。

3 争点(2) (被告らの安全配慮義務違反の有無)について

5 (1) 事故の具体的態様について

ア 前記認定事実のとおり、原告は、本件函内側の固定ボルトの本締め作業後、小紫に対して肩を打った旨訴え、早退直後に医療機関を受診し、さらに、翌日以降受診した別の医療機関におけるMR I撮影の結果、左肩鎖関節に出血像が見られ、左肩鎖関節亜脱臼、左肩鎖関節韌帯損傷の診断を受けたというのであり、原告が本件とは別の機会に左肩に受傷したことをうかがわせる事情はないから、少なくとも上記作業の際に原告が左肩に受傷した事実を認めることはできる。

10 イ 原告は、上記受傷の経緯として、次のとおり主張し、本人尋問においてこれに沿う供述をする。

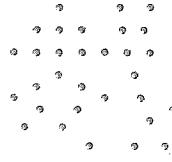
- 15 ① 大久保から、本件函の中に潜って、本件モーターの本件函内側にある固定ボルトを緩めるように指示された。
- ② その際、上蓋が開いていた状態であり、横蓋は開いていなかった。
- ③ 原告は、上蓋の開口部から後ろ向きに足から本件函の中に入り、右足は本件函内の手前（原告から見て右）側シャフトに乗せ、左足は奥（原告から見て左）側シャフトの左から網状の床面に下ろした状態で、胴体部分をシャフト根元付近から本件モーター部分に預けて、左手にスパナ、右手にハンマーを持ち、手を伸ばして固定ボルトを緩める作業をした。
- 20 ④ 上記作業が一旦終わり、原告は、左に傾けた体勢を水平に戻して、かがめた体を起こし外に出ようとして、手前側シャフトに乗せていた右足を、手前側シャフトと奥側シャフトの間の床面に下ろして、奥側シャフト1本に跨がった状態で踏み込んだところ、右足がめり込んで沈んだ感覚に襲わ

れた。

(5) 予期せぬ足の沈み込みに驚いた原告は、とっさに左手のスパナ、右手のハンマーを握ったまま両手でシャフトに手を付いて上蓋開口部に向けて身体を起こしたところ、上蓋の枠で左肩の先端部分付近を強打した。

ウ(ア) しかし、上記①については、証人大久保自身が原告に直接作業の指示をしたことを否定する趣旨の証言をし、また、証人小紫も、河口が原告に作業を代わるように言ったのを聞いた旨証言しているのであって、他に的確な裏付けを欠く以上、そもそも大久保が直接指示をしたという事実 자체を認めることができない。そして、本件函内部の固定ボルトの着脱の作業をするためには、上蓋及び横蓋の開口部から内部のプランマブロックないしその周辺に足を置き（乙79の2の14枚目下段、15枚目上段等の写真によれば、プランマブロックの周辺には平坦なスペースもあることがうかがわれる。）、下方に身をかがめてスパナ等を持った手を伸ばせば（別紙1の2記載の寸法によれば、プランマブロックの高さ（300mm）及びその台の高さ（300mm）の合計である600mmから固定ボルトがある本件モーターの台の高さ125mmを差し引くと、475mm程度となる。）、同作業が可能であるうかがわれ、あえて本件函の中に潜って同作業をする旨の指示があったとも考え難い。

(イ) 上記②については、証拠（乙85）によれば、本件函においては、上蓋に横蓋の端の一部が被さるように設置されている事実が認められるから、上蓋を開けるためには、先に横蓋を開けておく必要があるところ、前記1の(2)で認定した作業の経過に照らして、上蓋を開いたまま、一度開いた横蓋のみを閉める必要があったとはうかがわれず、上蓋のみが開いていたという状況を想定することが困難である。証人小紫も本件函上部の蓋は全部開いていたと思う旨証言しているほか、前記認定事実のとおり、原告が本件函内部の固定ボルトを締める作業をする前に、河口が同ボルトの着脱



作業を行っているところ、その際に、上蓋のみが開いていた状態の狭い開口部から同作業を行っていたとも全くうかがわれない（なお、原告の供述する作業経過を前提としても、原告が本件函内部の固定ボルトを緩めた後に、原告以外のいずれかの者が同ボルトを締める作業の過程があるはずであるところ、その際、誰が、どのような体勢で同作業をしたのかが原告の供述からは明らかにならない。）。

5

10

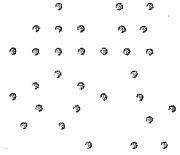
15

20

25

(ウ) 上記③については、別紙1の2のとおり、本件函の内部にはフランジ等の設備が設置されているところ、本件函の開口部からこれらの設備の間の狭い空間（別紙1の2記載の寸法によれば、縦方向に405mm～440mm）に後ろ向けに身体を入れることは、不可能ではないとしても、相当窮屈な体勢である。しかも、右足を高さ800mm（乙79の1の7枚目）のシャフトに乗せ、左足のみを床面に付けた状態で、手の力で身体を支えずに、別紙3のような体勢で腕を伸ばして固定ボルトを着脱する作業を一定時間継続することは相当困難であり、不自然な体勢といわざるを得ない。この点について、原告は、上体をプランマブロックの上に乗せているのであるから、左足に全体重を掛けているわけではないと主張するが、そうであったとしても、固定ボルトの着脱のために両腕を伸ばせば、両腕の方向に重心が移動するのであって、継続的に安定して作業可能な体勢とはいえず、やはり不自然さはぬぐえない。

(エ) 上記④については、原告は、受傷から間もない平成30年4月10日受付の労働者災害補償保険休業補償給付支給請求書（甲12）において、「床に穴があるので気づき、とっさに立ち上がった」と主張し、本件救済申立事件の申立書（乙4）においても同じ主張をしていたが、同事件において、被告山九から本件現場の床面に穴は見受けられないとの写真（乙70）が提出されると、本件訴訟においては、穴に気付いた旨の主張することなく、グリスが山盛りに積もったものを踏んだと思われるなどと主張



し、更には本人尋問において、肩を打ち付けた後も足元の床面は確認していない旨供述しているのであって、受傷のきっかけとなった重要な部分について看過し難い変遷が認められ、この変遷に合理的な理由を認めることはできない。

5 (オ) 上記⑤については、原告は、上記の休業補償給付支給請求書（甲12）から一貫してL型アングルで肩を打ち付けた旨主張していたのであるが、証拠（乙81、83）によれば、原告が打ち付けたという上蓋の蝶番側にはアングルがないことが認められるから、同主張は客観的事実と齟齬することになる。原告は、上記主張は思い込みがあった旨供述するが、なぜそのような思い込みが生じたかは明らかでない。

10 エ 以上のように、受傷の経緯に関する原告の供述は、その内容に不自然な点や変遷を多く含むものであり、正確な記憶に基づくものであるかについては疑問が残るものといわざるを得ず、これを的確に裏付ける証拠もないから、直ちに採用することができない。

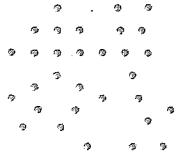
15 (2) 安全配慮義務の具体的な内容について

ア 前記(1)の検討を踏まえて、被告らの安全配慮義務違反の有無について更に検討する。

イ 原告は、被告らにおいて、①開口部の枠に柔らかい布等を当てて養生すること、②厚みのあるシートかコンパネで床の養生をすること、③本件函に入る前に床全体を見渡せるような照明を用意すること、④安全に作業ができる体勢につき原告に指導することという各措置をとる義務がある旨主張する。

ウ しかし、まずもって、本件函を含む本件現場や設備に瑕疵があったことを認めるに足りる証拠はなく、原告が従事していた作業が直ちにその生命又は身体が害されるような危険性が高いものであったということもできない。

20 25 エ(ア) その上で、上記①については、前記(1)ウ(イ)のとおり、上蓋のみが開いていたという状況を想定することが困難であり、仮にそのような状況で



あったとしても、上蓋に加えて横蓋を開くことに支障があったとは認め難いから、両方の蓋を開けば、狭い開口部の函の中で作業をするという状況は容易に解消するのであり、これに加えて更に被告らにおいて開口部の枠に布等を当てて養生するまでの義務を負う根拠を見出すことはできない。

5 (イ) 上記②については、本件全証拠によるも、本件函の床面について、歩行に支障を来すまでにグリスが堆積していたとか、へこみがあったなどの事実を認めるに足りず、また、前記(1)ウ(エ)のとおり、原告は受傷後も足元の床面を確認していない旨供述しており、結局、原告の主張に係る受傷のきっかけは不明であるといわざるを得ない以上、シート等で床の養生をすることで受傷の結果を回避できる可能性があったとも認めるには足りない。したがって、被告らにおいて床を養生する義務があったと認めるることはできない。

10 15 (ウ) 上記③については、前記認定事実のとおり、本件現場には、照明が備え付けられていたほか、大久保が投光器を設置しており、また、原告はヘッドライトを装着していたというのであり、原告自身、本件函内側の固定ボルトの着脱を特段の支障なく行っていることからしても、本件現場において、作業員の移動や作業に危険が生じ得るような明るさであったことを認めるには足りないというべきである。そして、上記のとおり、本件函の床面に障害物があったなどの事実は認められず、原告の主張に係る受傷のきっかけは不明であるといわざるを得ない以上、床全体を見渡せるような照明を用意することで受傷の結果を回避できる可能性があったとも認めるには足りない。したがって、被告らにおいてそのような照明を用意する義務があったと認めるることはできない。

20 25 (エ) 上記④については、前記(1)ウ(ア)のとおり、あえて本件函の中に潜つて本件函内部の固定ボルトの着脱の作業をする旨の指示があったとは考え難い上、同(ウ)のとおり、原告主張に係る別紙3のような体勢は相当窮

5

屈で困難な体勢であって、被告らにおいて作業員がそのような体勢をとることを想定することは困難であるというべきであるし、他方で、そのような体勢自体は直ちに原告の生命又は身体が害されるような危険性があるものとはいはず、あえてそのような体勢を禁止する必要も見出し難く、また、他の安全な体勢を指導する必要があったとも認め難い。

10

オ 以上によれば、被告らにつき、原告の主張する安全配慮義務違反はいずれも認められない。

4 結論

以上の次第であり、その余の争点について判断するまでもなく、原告の請求はいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

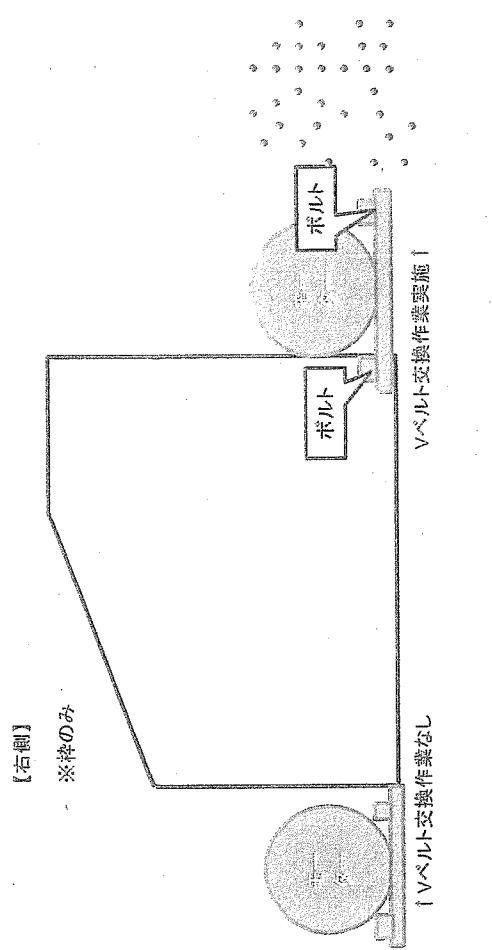
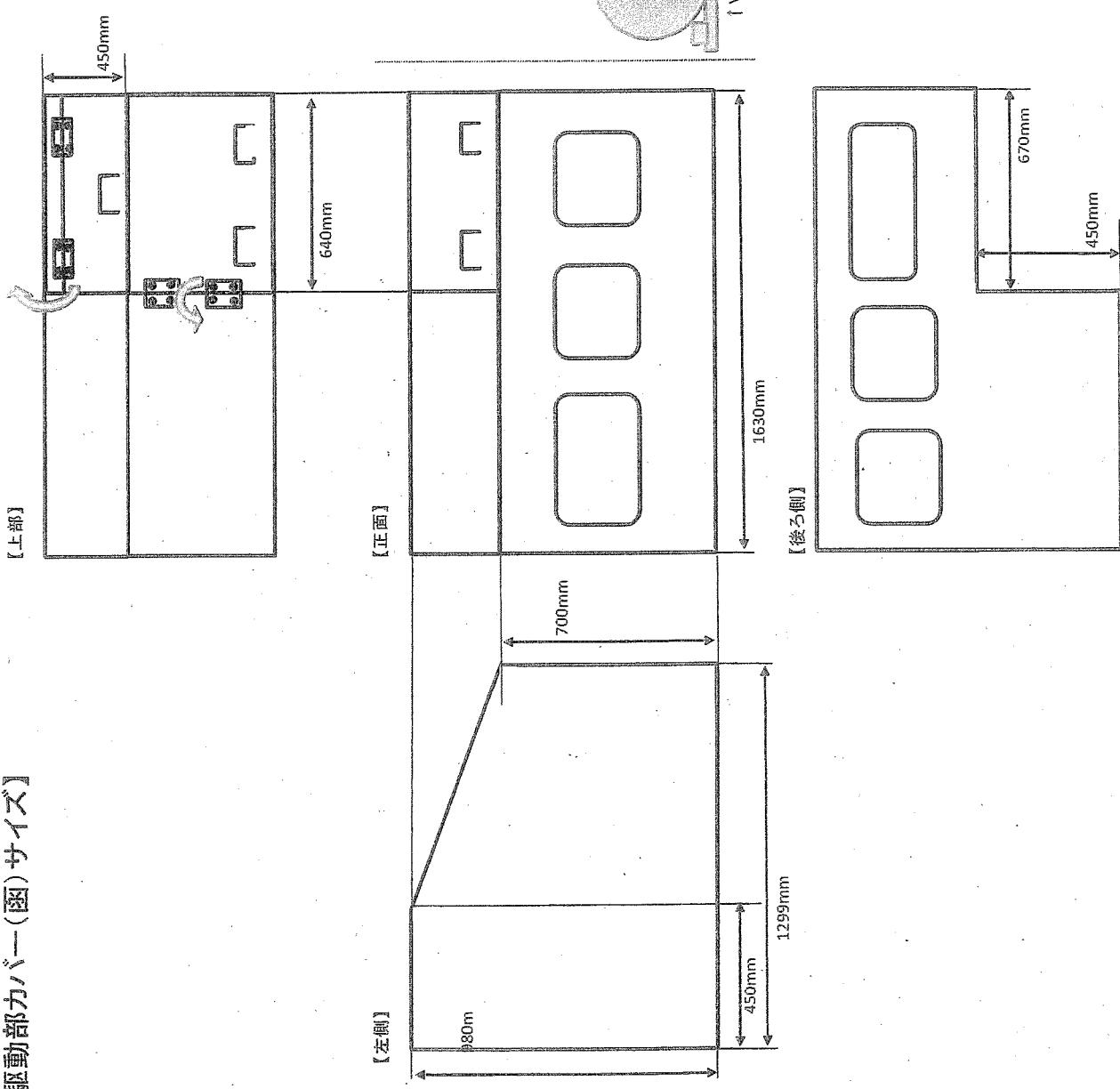
神戸地方裁判所姫路支部

裁判官

15

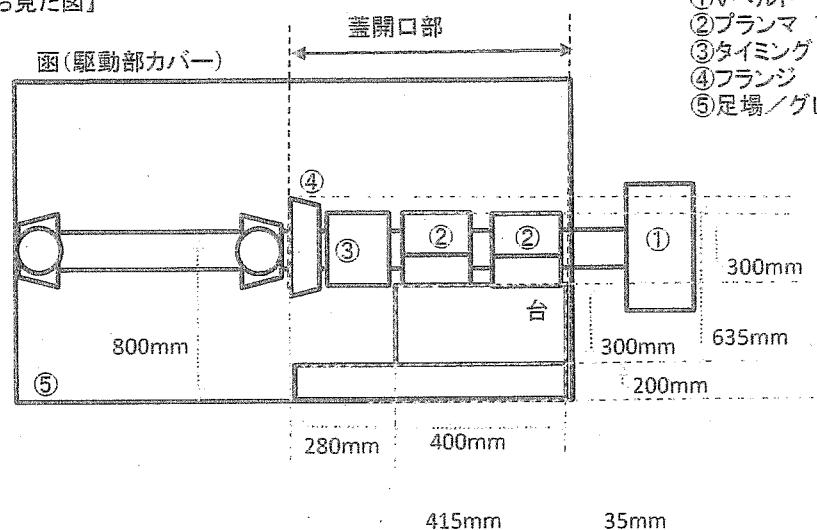
高 山 慎

【駆動部力ノバ一(函)サイズ】



函内部レイアウト

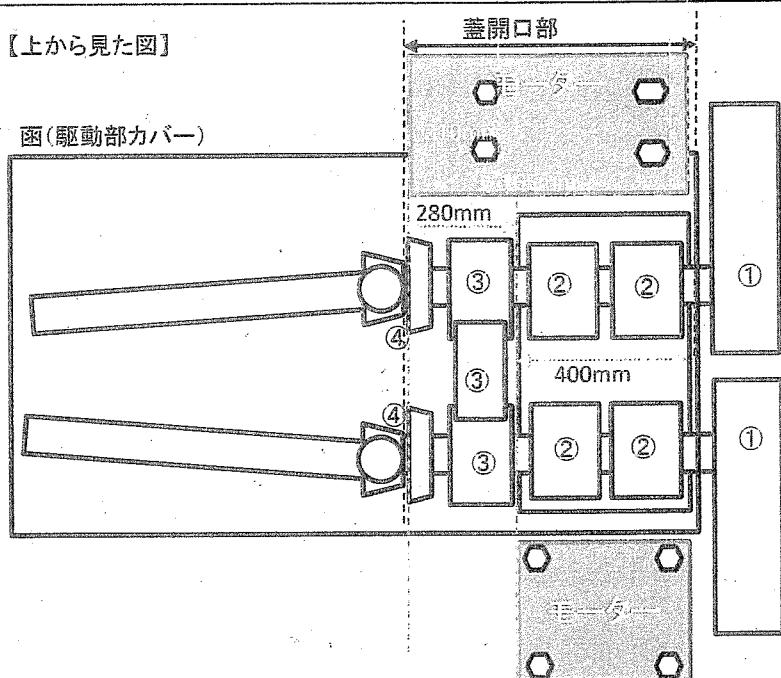
【正面から見た図】



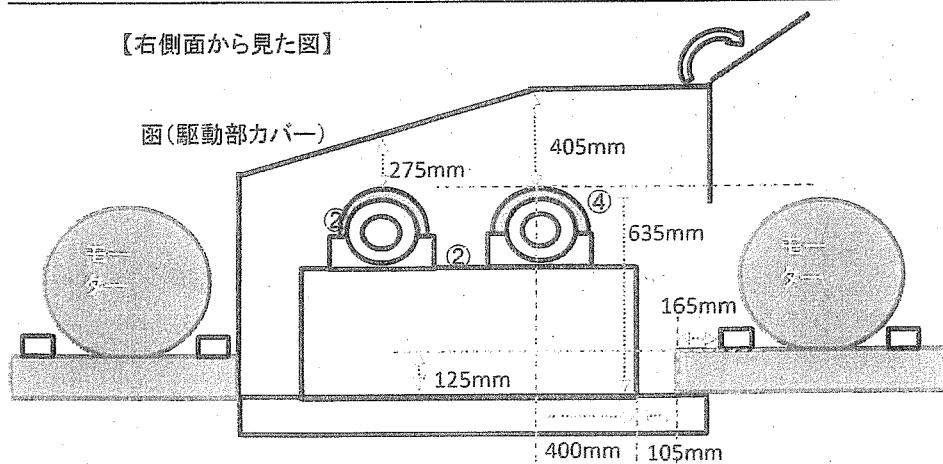
●設備名称

- ①Vベルト
- ②プランマ ブロック
- ③タイミング プーリー、タイミング ベルト
- ④フランジ
- ⑤足場／グレーティング

【上から見た図】



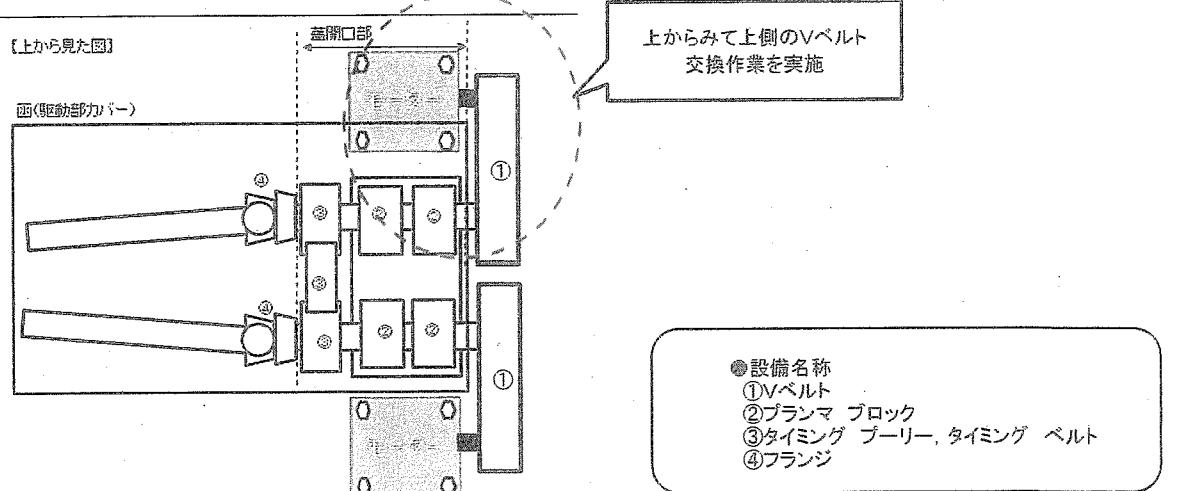
【右側面から見た図】



【対象日作業内容】

1. 当日の作業内容

(1) 作業箇所



(2) 道工具

ハンマー、スパナ、直尺/鋼尺(1m)、照明(1ヶ)、ドラムコード(1ヶ)、ペール缶(1ヶ)

2. 実際の作業フロー

作業内容	作業者	備考
<p>(1) 駆動部カバー取はずし ①カバーを固定している番線の撤去 ②カバー同士をつなげているボルトの撤去</p> <p>【上から見た図】</p> <p>側(駆動部カバー)</p> <p>※カバー取り外した所、Vベルトが切れて無くなっていた</p> <p>【横から見た図】</p>	<p>(1)-①: K1 (1)-②: K2</p>	<p>・作業箇所を覆っているカバーを取り外すため。</p>

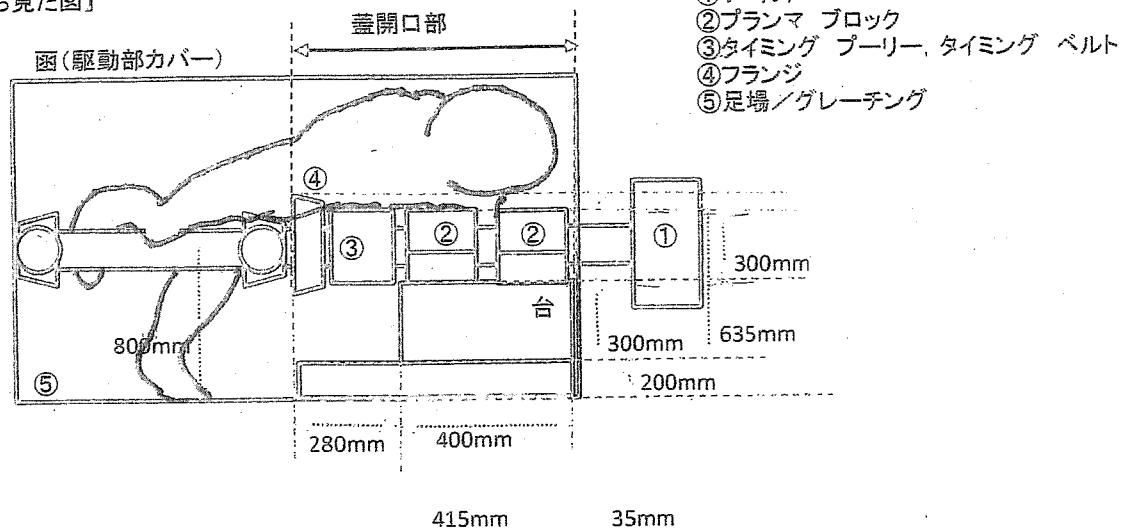
作業内容	作業者	備考
(2)モーター縁切り(モーターのボルトを外し、位置を変更する) ①4つの固定ボルトの取り外し a.函外側の固定ボルト取り外し(2つ) 函の外側から小柴がスパナ・ハンマーをもちいてボルトを外した。 b.函内側の固定ボルト取り外し(2つ) 函の開口部から中に入り、②プランマブロックを足場にして河口が、スパナ・ハンマーを用いてボルトを外した。	(2)-①-a: K1 (2)-①-b: K2	モーターを床に固定しているボルトを外し、位置を変更することで、ベルトを巻ける状態にするため。 ※「固定ボルト」モーターを床に固定するためのボルト
<上から見た図>		
②押しボルトの内側を緩める(2つ)	(2)-② K2	※「押しボルト」モーターを左右から押す形で設置されている。モーターの位置を微調整するためのボルト
<モーター拡大図>		
(3)Vベルトの取付 ①モーターを函内側に移動させる	(3)-①: K1, K2	モーターを函の内側に移動させることで、軸の間隔を狭め、ベルトを巻ける様にする。

作業内容	作業者	備考
②ベルトを取り付ける 【側面から見た図】 百(駆動部カバー)	(3)-②: K1, K2	・モーターとシャフトにベルトを取り付ける ※ベルトが切れて無くなっていたため、交換ではなく、取付のみ実施。
(4)モーター復旧 ①モーターを函の外側に移動する 【右側面から見た図】 百(駆動部カバー)	(4)-1: K1, K2	・モーターを函の外側に移動することで、ベルトを張り、モーターの動力がシャフトに伝わる様にする。
②モーターの位置を調整する a.長尺をブーリー側の軸にあて、軸の位置調整を行う b.モーターを左右に動かす モーターを左右に動かし調整する 直尺 ブーリー側の軸	(4)-②-a: K2 (4)-②-b: K2, K1	・モーターの軸とブーリー側の軸の位置を揃えるため、基準となるブーリー側の軸に直尺をあて、直尺の位置までモーターの軸が来るよう、モーターを動かす。
③4つの固定ボルトの仮締め a.函外側の固定ボルト仮締め(2つ) 函の外側から小柴ガスバナ・ハンマーをもちいてボルトを仮締めした。 b.函内側の固定ボルト仮締め(2つ) 函の開口部から中に入り、②プランマブロックを足場にして河口が、スパン・ハンマーを用いてボルトを仮締めした。	(4)-③-a : K1 (4)-③-b : K2	・モーターの位置合わせを行うために、おおよその位置で固定ボルトを仮締めし、ベルトの重みでモーターが動かないようにする。

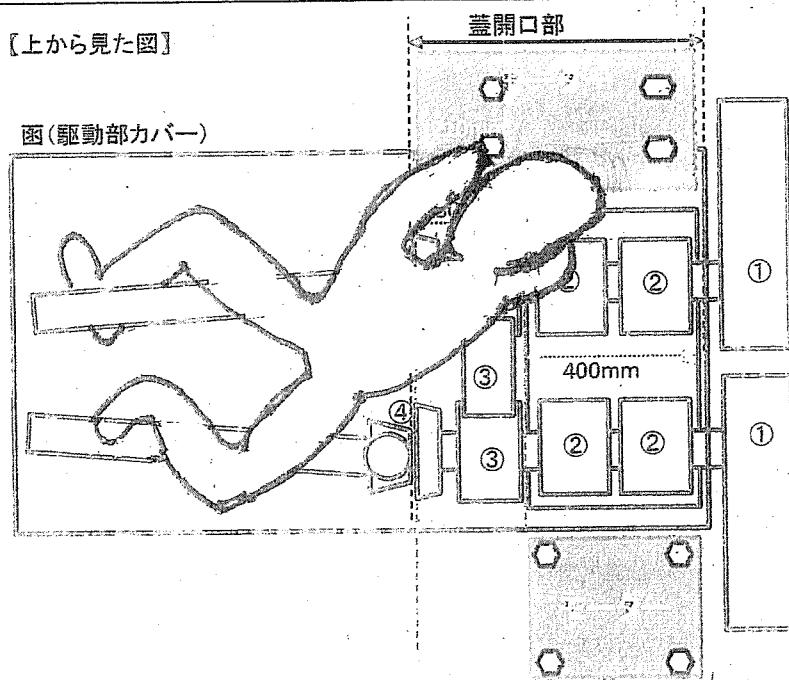
作業内容	作業者	備考
<p>④押しボルトによるベルトの張り具合の調整 スパナで内側の押しボルトを締め、モーターの位置を確定する。</p> <p>【右側面から見た図】</p>	(4)-④ : K2	<p>・函の内側の押しボルトを締め モーターが左右にブレないよう固定する。</p> <p>※函の外側の押しボルトには 触っていないため、外側のボルト の所まで、内側のボルト 押し込むことで、元のベルト の張り具合に戻る。</p>
<p>⑤固定ボルトの本締め</p> <p>a.函外側の固定ボルト本締め(2つ) 函の外側から小笠がスパナ・ハンマーを用いてボルトを本締めした。</p> <p>b.函内側の固定ボルト本締め(2つ) 函の開口部から中に入り、②プランマブロックを足場にして河口が、スパナ・ハンマーを用いてボルトを締め歩いていたところ、途中で直尺を階下に落としたため、原告に「締めといて」と依頼した。</p> <p>河口は建屋外で待機していた大久保に連絡を取り、階下に落ちた直尺を取りに行つた。2人で階下を探し、直尺を見つけて作業場所に戻った。</p>	(4)-⑤-a : K1 (4)-⑤-b : K2 ⇒原告	<p>・固定ボルトを締め、モーターを完全に固定する。</p>
<p>⑥作業完了の確認</p> <p>a.モーター・軸の位置、Vベルトの張り具合について確認。</p> <p>b.お客様を呼び、作業結果の確認</p>	(4)-⑥-a : K2, O1 (4)-⑥-b : O1	
<p>⑦駆動部カバーの復旧</p> <p>a.番線でカバーを固定する b.ボルトでもう一つの駆動部カバーと連結し、固定する。</p>	(4)-⑦-a : K1 (4)-⑦-b : K2	<p>・作業箇所を覆っているカバーを復旧するため。</p>
<p>⑧試運転の実施</p> <p>・お客様が試運転を行い動作を確認する。</p>		
<p>(5)現場撤収</p> <p>①道工具の片付け ・使用した道工具を各自分としてトラックに片付けた。</p> <p>道工具:ハンマー、スパナ、直尺/鋼尺(1m)、照明(1ヶ)、ドラムコード(1ヶ)、ペール缶(1ヶ)</p> <p>②トラックに乗車し事務所に帰任</p>	(5)-①:K2, K1、原告	

函内部レイアウト

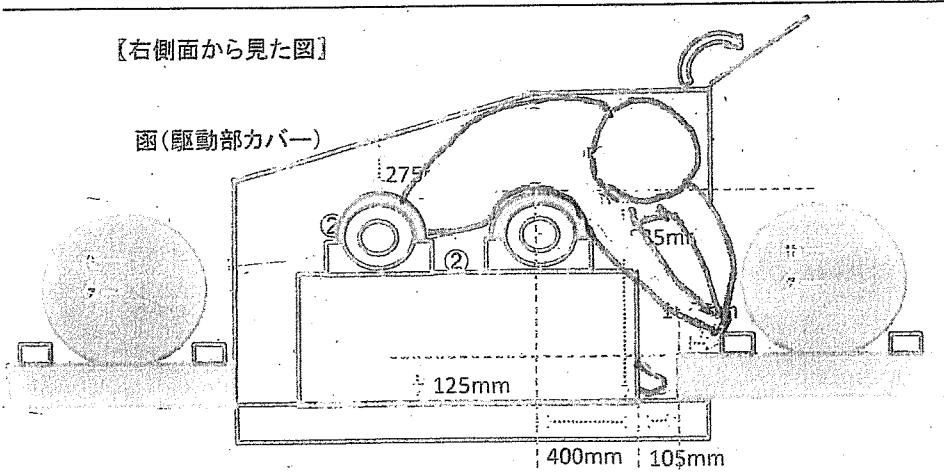
【正面から見た図】



【上から見た図】



【右側面から見た図】



これは正本である。

令和6年4月9日

神戸地方裁判所姫路支部

裁判所書記官 鮫 島 斗 夢